

Radiata Increase



FP2級
実技
資産設計提案業務
過去問解説
2021 年 5 月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまると思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2020年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】 下記の(問1)、(問2)について解答しなさい。

問1

「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」および「著作権法」に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)個人情報取扱事業者が、本人との契約書を通じて、契約者本人の個人情報を取得する場合、原則として、契約締結前に本人に対し、個人情報の利用目的を明示しなければならない。

(イ)個人情報は、生存する個人が特定できる情報であり、死者の情報は原則として対象外である。

(ウ)著作権の保護に関し、公表された他人の著作物を自分の著作物に引用する場合、内容的に自ら作成する部分が「主」で引用部分が「従」でなければならない。

(エ)著作権の保護に関し、生活者向け講演会において、他人の著作物をコピーして教材として使用する場合、参加費が無料であれば著作権者の許諾は必要ない。

【答え】

(ア) 適切○

個人情報とは、生存する個人に関する情報のことで、氏名、生年月日などのデータによって特例の個人を識別できる情報のことをです。

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者に対し、以下のことが義務付けられています。

- ・ 個人情報を取り扱うに当たっては利用目的をできる限り特定し、原則として利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

- ・ 個人情報を取得する場合には、利用目的を通知・公表しなければならない。なお、本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ**本人に利用目的を明示しなければならない**。

- ・ 個人データを安全に管理し、従業員や委託先も監督しなければならない。

- ・ あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に個人データを提供してはならない。

- ・ 事業者の保有する個人データに関し、本人からの求めがあった場合には、その開示を行わなければならない。

- ・ 事業者が保有する個人データの内容が事実でないという理由で本人から個人データの訂正や削除を求められた場合、訂正や削除に応じなければならない。

- ・ 個人情報の取扱いに関する苦情を、適切かつ迅速に処理しなければならない。

●個人情報保護法では、**個人情報を本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません**。

(イ) 適切○

個人情報保護法では、生、氏名、生年月日などのデータによって特例の個人を識別できる情報または、個別識別符号を含む情報のことを指すため、**死者の情報は原則として対象外**です。

(ウ) 適切○

著作権とは、自分の作品を表現した著作物を創作した著作者に対して法律によって与えられる権利のことをいいます。

引用部分が**大半を占めている場合は、著作権侵害になることもあります。**

(エ) 不適切×

他人の著作物をコピーして使用する場合は、たとえ**無料であっても著作権者の許諾が必要です。**

問2

ファイナンシャル・プランニングのプロセスに従い、次の(ア)～(カ)を6つのステップの順番に並べ替えたものとして、最も適切なものはどれか。

(ア)顧客のキャッシュフロー表などを作成し、将来の財政状況の予測・分析等を行う。

(イ)顧客の家族構成などの環境の変化や制度改正に応じ、定期的にプランの見直しを行う。

(ウ)作成したプランに従い、顧客が行う金融商品購入等の実行を支援する。

(エ)顧客にファイナンシャル・プランニングで提供するサービス内容や報酬体系などを説明し、了解を得る。

(オ)ヒアリング調査等により顧客および家族の情報、財政的な情報等を収集し、顧客の財政的な目標を明確化する。

(カ)顧客の目標を達成するために必要なプランを作成し、顧客に提案書を提示して説明を行う。

1. (エ)→(ア)→(オ)→(カ)→(ウ)→(イ)
2. (エ)→(オ)→(ア)→(カ)→(ウ)→(イ)
3. (オ)→(ア)→(カ)→(エ)→(ウ)→(イ)
4. (オ)→(カ)→(ア)→(エ)→(ウ)→(イ)

【答え】

『FP実務の6ステップ』

STEP1	顧客との関係確立とその明確化 1-1 FP実務とCFP認定者の専門的力量に関する情報と提供 1-2 顧客ニーズに対するCFP認定者の適合性の判断 1-3 業務契約の範囲の明確化
STEP2	顧客データの収集と目標の明確化 2-1 顧客のファイナンス上の目的、ニーズ及び優先事項の明確化 2-2 定量的な情報と資料の収集 2-3 定性的な情報の収集
STEP3	顧客のファイナンス状態の分析と評価 3-1 顧客情報の分析 3-2 顧客の目的、ニーズ及び優先事項の評価
STEP4	ファイナンシャル・プランの検討・作成と提示 4-1 ファイナンシャルプランニングの戦略の明確化と評価 4-2 プランの作成 4-3 プランの提示
STEP5	ファイナンシャル・プランの実行援助 5-1 プラン実行の責任範囲に関する合意 5-2 プラン実行のための商品及びサービスの明確化と提示
STEP6	ファイナンシャル・プランの定期的見直し 6-1 顧客状況の見直しの責任範囲及び条件に関する合意 6-2 顧客状況の見直しと再評価

(出典：FP協会)

したがって、正解は2

【第2問】 下記の(問3) ～(問6)について解答しなさい。

問3

下記<資料>は、妹尾さんが同一の特定口座内で2020年中に行った東京証券取引所市場第一部上場会社であるGA株式会社の株式(以下「GA株式」という)の株式取引に係る明細である。妹尾さんのGA株式の取引に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

取引日 曜日	9月28日 月曜日	10月20日 火曜日	11月11日 水曜日	11月24日 火曜日
取引内容	買付	買付	売却	買付
約定単価	900円	1,200円	1,250円	1,300円
株数	100株	200株	100株	200株

※売買手数料および消費税については考慮しないこととする。

※その他の記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<2020年11月カレンダー(一部抜粋)>

日	月	火	水	木	金	土
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日

※網掛け部分は、市場休業日である。

- ・ 11月11日のGA株式の売却取引に関する受渡日は(ア)である。
 - ・ 11月24日の買付後におけるGA株式の譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価額は(イ)である。

1. (ア)11月13日 (イ)1,200円
2. (ア)11月13日 (イ)1,250円
3. (ア)11月16日 (イ)1,200円
4. (ア)11月16日 (イ)1,250円

【答え】

(ア)

『法改正』

上場株式等の受渡日(決算日)は2019年7月16日(火曜)より約定分より1営業日早まり(以前までは4営業日でした)、お取引日から起算して3営業日目に変更されました。これに伴い買付や売却の際の入出金も1営業日早まります。

11月11日のGA株式の売却取引に関する受け渡し日は3営業日目となる11月13日となります。

よって(ア)= 11月13日

(イ)

・ 株式等の譲渡所得（分離課税）の計算

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡価格} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用} + \text{負債の利子})$$

[買付]

9月28日：100株×900円=90,000円

10月20日：200株×1,200円=240,000円

[売却]

11月11日：100株売却

11月11日時点の1株当たり価額=(90,000円+240,000円)÷(100株+200株)=1,100円

1株当たり1,100円の株式を300株保有(100株+200株)していましたが、11月11日に100株売却したため、現時点で200株保有しています。

[1株当たり価額の計算]

11月11日まで：200株×1,100円=220,000円

11月24日：200株×1,300円=260,000円

1株当たり価額=(220,000円+260,000円)÷(200株+200株)
=1,200円

よって(イ)=1,200円

したがって、正解は1

問4

下記〈資料〉の債券を取得日から4年後に売却した場合における所有期間利回り(単利・年率)を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと(解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること)。

〈資料〉

表面利率：年1.25%

額面：100万円

購入価格：額面100円につき100.00円

売却価格：額面100円につき102.00円

所有期間：4年

【答え】

『所有期間利回り』

新規発行された債券またはすでに発行されている債券を購入し、償還期限の前に途中で売却した場合利回り

●所有期間利回りの計算式

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

『本問の所有期間利回りの計算』

(売却価格102.00円-購入価格100.00円)÷所有期間4年=0.5

表面利率1.25%+0.5=1.75

1.75÷購入価格100円=0.017

0.017×100=1.75(%)

したがって正解は、1.75(%)

問5

下記<資料>の外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額を計算しなさい。なお、計算結果(円転した金額)について円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

- ・ 預入額：10,000豪ドル
- ・ 預入期間：12ヵ月
- ・ 預金金利：0.4%（年率）
- ・ 為替レート（1豪ドル）

	TTS	TTM(仲値)	TTB
満期時	75.60円	75.10円	74.60円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月割りで計算すること。

注2：為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、豪ドル建ての利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

【答え】

『為替レート』

- ・ TTS
→顧客が円から外貨に換えること
- ・ TTM
→基準となる為替相場
- ・ TTB
→顧客が外貨から円に換えること

①12ヶ月分の利息

$$10,000 \text{豪ドル} \times 0.4\% (\text{年率}) \times 12/12 = 40 \text{豪ドル}$$

②本問の「注3：利息に対しては、豪ドル建ての利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。」

$$\text{源泉徴収後の利息} = 40 \text{豪ドル} \times (1 - 20\%) = 32 \text{豪ドル}$$

※その他の計算式

$$40 \text{豪ドル} \times 20\% = 8 \text{豪ドル}$$

$$40 \text{豪ドル} - 8 \text{豪ドル} = 32 \text{豪ドル}$$

$$\bullet 10,000 \text{豪ドル} + 32 \text{豪ドル} = 10,032 \text{豪ドル}$$

③満期時のレートは、外貨定期預金の外貨を円に換えるので、TTBを用いて計算します。

$$\text{円転換額} = 10,032 \text{豪ドル} \times 74.60 \text{円} = 748,387.2 \rightarrow 748,387 \text{円} (\text{円未満切り捨て})$$

したがって正解は、748,387円

問6

財形貯蓄制度に関する下表の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、復興特別所得税および非課税財形貯蓄の災害等の事由による非課税払出特例については考慮しないこととする。

	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
契約締結の年齢要件	(ア)	満55歳未満
積立期間	(イ)以上の期間にわたり、毎月定期的に積立て	(イ)以上の期間にわたり、毎月定期的に積立て。ただし、積立期間中の住宅購入に際しては、一定の要件で払出し可
非課税限度額	[貯蓄型] 財形住宅貯蓄と合算して元利合計550万円まで [保険型] 払込保険料累計額(ウ)まで、かつ財形住宅貯蓄と合算して550万円まで	[貯蓄型] 財形年金貯蓄と合算して元利合計550万円まで [保険型] 財形年金貯蓄と合算して払込保険料累計額550万円まで
目的外の払出時の取扱い	[貯蓄型] 過去5年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] 積立開始時からの利息相当分(差益部分)すべてが一時所得として総合課税となる	[貯蓄型] 過去5年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] (エ)

1. (ア)にあてはまる語句は「年齢要件なし」である。
2. (イ)にあてはまる語句は「3年」である。
3. (ウ)にあてはまる語句は「385万円」である。
4. (エ)にあてはまる語句は「積立開始時からの利息相当分(差益部分)すべてが一時所得として総合課税となる」である。

【答え】

(ア)

財形年金貯蓄の申し込みは55歳未満の勤労者であることが条件で1人1契約に限られます。

本問は「年齢例要件なし」とありますので、不適切となります。

(イ)

財形年金貯蓄の契約要件は、積立期間は5年以上である必要があります。

本問では「3年」とありますので不適切となります。

(ウ)

財形年金貯蓄の財形住宅貯蓄と合わせて、貯蓄残高550万円まで利子等に税金がかかりません。

保険などの商品の場合は、払込額385万円までが非課税となります。

本問の説明通り、適切となります。

(エ)

財形住宅貯蓄の保険型商品を目的外で払い出した場合、全期間の利息が利子所得となり、20.315%が課税されます。

本問では「一時所得」とありますので、不適切となります。

したがって、正解3

【第3問】 下記の(問7)～(問10)について解答しなさい。

問7

佐野さんは、7年前に相続により取得し、その後継続して居住している自宅の土地および建物の売却を検討している。売却に係る状況が下記〈資料〉のとおりである場合、所得税における課税長期譲渡所得の金額を計算しなさい。なお、〈資料〉に記載のない条件については一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〈資料〉

- ・ 取得費：土地および建物とも不明であるため概算取得費とする。
- ・ 譲渡価額(合計)：4,500万円
- ・ 譲渡費用(合計)：160万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

※所得控除は考慮しないものとする。

【答え】

『不動産の譲渡所得』

- ・長期譲渡所得

譲渡した不動産の所有期間が、譲渡した年の1月1日現在5年を超える場合

- ・短期譲渡所得

譲渡した不動産の所有期間が、5年以下の場合

本問では、「7年前に相続により取得し」とありますので、長期譲渡所得となります。

『分離課税とされる譲渡所得の計算式』

譲渡所得(長期・短期)＝

総収入金額（譲渡所得）－（取得費＋譲渡費用）－ 特別控除額

- ・取得費は【取得にかかった金額＋設備費＋改良費－減価償却費】
- ・取得費が不明な場合や実際の取得費が収入金額の5%より少ない場合は、**収入金額の5%を取得費**とすることができます。（概算取得費）

※本問では取得費が不明なため、収入金額の5%を取得費とします。

※本問の資料により3,000万円特別控除が適用されます。

課税長期譲渡所得＝4,500万円－(4,500万円×5%＋160万円)－3,000万円
＝1,115万円

したがって正解は、1,115万円

問8

室井さんは、転勤のため家を貸すに当たり、FPの宮野さんに借家契約の説明を受けた。借地借家法に基づく借家契約に関する下表の空欄(ア)～(ウ)に入る最も適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

契約方法		普通借家契約	定期借家契約
契約の更新		(ア)	公正証書等の書面による
契約期間	(ウ)未満の場合	賃貸人に正当事由がない限り更新される	(イ)
	(ウ)以上の場合	期間の定めのない契約とみなされる	(ウ)未満の契約も有効である
		制限はない	制限はない

<語群>	
1. 制限はない	2. 公正証書等の書面による
3. 賃貸人に正当事由がない限り更新される	4. 期間満了により終了し、更新されない
5. 1年	6. 2年

【答え】

『借家権』

→建物を借りている場合の借主の権利のことをいいます・

借家権には、普通借家権(普通借家契約)と定期借家権(定期借家契約)があります。

	普通借家権 (建物賃借権契約)	定期借家権 (定期建物賃借権契約)
契約の締結	(ア)制限なし(口頭・書面 どちらでも契約できる。)	書面で契約(公正証書で なくても可能)
契約の存続 期間	1年以上。 1年未満の契約は「期間の 定めのない賃借権」とみな される。	契約で定めた期間。 (ウ)1年未満の契約でも契 約期間と認められる。
更新	自動更新	(イ)更新されず終了 ※貸主の正当事由は不要
解約の条件	期間終了によって契約も 終了。借主が存続を希望 した場合、貸主から解約 や契約期間終了時の更新 の拒絶は、貸主に正当な 事由がない限りできませ ん。	契約期間が1年以上の場 合、貸主は期間終了の1年 ～6ヶ月前の間に期間満了 で終了する旨を通知しなけ ればならない。 もし通知をしなければ契約 終了を借主に対抗できな い。

したがって正解は、

(ア) 1. 普通借家契約の契約方法に、制限なし

(イ) 4. 定期借家契約は、期間満了により終了し、更新されない
(再契約は可能です。)

(ウ) 5. 定期借家契約は、1年未満の契約も有効

問9

個人事業を営む倉田さんは、自宅を購入するに当たり、FPで税理士でもある落合さんに、消費税について質問をした。下記の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

倉田さん：マンションを購入する予定ですが、土地部分の代金に消費税はかかりますか。

落合さん：土地部分の代金には、消費税が（ ア ）。

倉田さん：転居に当たって、事務所を借りる予定です。借主は私です。事務所の賃料に消費税はかかりますか。

落合さん：事務所の賃料には、消費税が（ イ ）。

倉田さん：住宅ローンの諸費用についてはどうですか。

落合さん：消費税の対象になるものとして、例えば（ ウ ）があります。

<語群>

1. かかります 2. かかりません 3. 融資事務手数料 4. 保証料 5. 火災保険料

【答え】

課税取引	・ 国内取引 ・ 資産の譲渡、貸付、役務の提供、(ウ)サービス等の取引 (イ)・事業者が事業として行う取引 ・ 対価を得て行う取引
非課税取引	取引内容は消費税の課税対象だが、社会的配慮等により課税しないものをいう (ア)・土地の譲渡、貸付（1か月未満の貸付け等を除く） ・ 国債や株式等の譲渡 ・ 住宅の貸付け（1か月未満の貸付けを除く） ・ 商品券、切手、印紙などの譲渡 ・ 利子に対価とする金銭の貸付け ・ 行政手数料
不課税取引	消費税の課税対象の要件を満たさないもの ・ 配当金 ・ 寄付金 ・ 祝い金 ・ 保険金など

したがって正解は、

(ア)かかりません

→土地の譲渡、貸付（1か月未満の貸付け等を除く）は**非課税取引**となりますので消費税はかかりません。

(イ)かかります

→事業者が事業用の建物の賃料には**消費税がかかります**。

(ウ)融資事務手数料

→**サービス等の対価**には**消費税が課税**されます。

問10

下記<資料>は、北村さんが購入を検討している投資用マンションの概要である。この物件の実質利回り(年利)を計算しなさい。なお、<資料>に記載のない事項については一切考慮しないこととする。また、計算結果については小数点以下第3位を四捨五入することとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと(解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること)。

<資料>

- ・ 購入費用の総額：2,500万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額）
- ・ 想定される賃料（月額）：105,000円
- ・ 運営コスト（月額）：管理費・修繕積立金等 12,000円
管理業務委託費 月額賃料の5%
- ・ 想定される固定資産税・都市計画税（年額）：65,000円

【答え】

実質利回りは、運営時や購入時のコストを考慮にいたった上で購入時の出費に対して、手元に残る現金をどれだけ効率よく得られるかを指す数値です。

『それぞれの計算』

- ・ 想定される賃料=10.5万円×12ヶ月=126万円
- ・ 運用コスト=1.2万円×12ヶ月=14.4万円
- ・ 管理業務委託費=10.5万円×5%×12ヶ月=6.3万円
- ・ 想定される固定資産税・都市計画税=6.5万円

『1年間の純利益』

(想定される賃料=10.5万円×12ヶ月)-(運用コスト=1.2万円×12ヶ月)-(管理業務委託費=10.5万円×5%×12ヶ月)-(想定される固定資産税・都市計画税=6.5万円)=**98.8万円(1年間の純利益)**

$$126\text{万円}-14.4\text{万円}-6.3\text{万円}-6.5\text{万円}=98.8\text{万円}$$

『実質利回りの計算』

実質利回り=1年間の純利益÷総投資金額×100

$$\begin{aligned}\text{実質利回り}&=98.8\text{万円}\div\text{購入費用の総額 }2,500\text{万円}\times100 \\ &=3.952\rightarrow\mathbf{3.95\%}(\text{小数点以下第3位四捨五入})\end{aligned}$$

したがって、正解3.95(%)

【第4問】 下記の(問11)～(問14)について解答しなさい。

問11

関根明彦さん(47歳)が保険契約者(保険料負担者)および被保険者として加入している生命保険(下記<資料>参照)の保障内容に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続しているものとし、明彦さんはこれまでに<資料>の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

<資料／保険証券1>

保険種類 医療保険 証券番号 **** * * * *		契約日 (保険期間の始期) 2008年5月1日	
保険契約者	関根 明彦 様		保険契約者印 
被保険者	関根 明彦 様 1973年6月3日生 男性 契約年齢 34歳		
受取人	(給付金) 関根 明彦 様 (死亡保険金) 関根 武雄 様 (父)		
指定代理請求人	関根 武雄 様 (続柄 父)		
◇保障内容			
疾病入院給付金	日額5,000円 (入院1日目から保障)		
災害入院給付金	日額5,000円 (入院1日目から保障)		
手術給付金	1回につき 手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍		
通院給付金	日額3,000円 (退院後の通院に限る)		
死亡保険金	100万円		
◇保険期間・保険料			
保険期間	終身	保険料	毎回*,***円
保険料払込期間	終身	保険料払込方法	月払い

<資料／保険証券2>

終身がん保険		保険証券記号番号 〇〇－〇〇〇〇〇	
保険契約者	関根 明彦 様	保険契約者印 	◇契約日 2004年8月1日
被保険者	関根 明彦 様 1973年6月3日生 男性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	給付金 関根 明彦 様 死亡給付金 関根 武雄 様（父）	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 終身
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
がん診断給付金	初めてがんと診断されたとき	100万円	毎回 △,△△△円
がん入院給付金	1日目から日額	1万円	[保険料払込方法] 月払い
がん手術給付金	1回につき	20万円	
がん死亡給付金	がんによる死亡	20万円	
死亡給付金	がん以外による死亡	10万円	

- ・ 明彦さんが現時点で、足を骨折して12日間入院し（手術は受けていない）、退院日の翌日から約款所定の期間内に10日間通院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 明彦さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断されて20日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 明彦さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

【答え】

(ア)

〈資料/保険証券1〉

◇保障内容

疾病入院給付金	日額5,000円(入院1日目から保障)
災害入院給付金	日額5,000円(入院1日目から保障)
手術給付金	1回につき 手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍
通院給付金	日額3,000円(退院後の通院に限る)
死亡保険金	100万円

・入院日数12日→**災害入金給付金** 日額5,000円(入院1日目から支給)

災害入金給付金5,000円×12日=6万円

・通院回数10日→**通院給付金** 日額3,000円(退院後の通院に限る)
通院給付金3,000円×10日=3万円

合計=6万円+3万円=**9万円**

(イ)

〈資料/保険証券1〉

◇保障内容

疾病入院給付金	日額5,000円(入院1日目から保障)
災害入院給付金	日額5,000円(入院1日目から保障)
手術給付金	1回につき 手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍
通院給付金	日額3,000円(退院後の通院に限る)
死亡保険金	100万円

〈資料/保険証券2〉

◇ご契約内容

がん診断給付金	初めてがんと診断されたとき	100万円
がん入院給付金	1日目から日額	1万円
がん手術給付金	1回につき	20万円
がん死亡給付金	がんによる死亡	20万円
死亡給付金	がん以外による死亡	10万円

- ・ 疾病入金給付金5,000円×20日=10万円
- ・ 手術給付金5,000円×40倍※=20万円
- ・ がん診断給付金100万円
- ・ がん入院給付金1万円×20日=20万円
- ・ がん手術金20万円

合計=170万円

※通院給付金は、本問では通院はありません。また退院後の通院に限るとあるので本問の計算に含みません。

※手術給付金の金額は、入院給付日額の何倍となる。

本問では入院給付額は5,000円で手術1回40倍となります。

(ウ)

〈資料/保険証券1〉

◇保障内容

疾病入院給付金	日額5,000円(入院1日目から保障)
災害入院給付金	日額5,000円(入院1日目から保障)
手術給付金	1回につき 手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍
通院給付金	日額3,000円(退院後の通院に限る)
死亡保険金	100万円

〈資料/保険証券2〉

◇ご契約内容

がん診断給付金	初めてがんと診断されたとき	100万円
がん入院給付金	1日目から日額	1万円
がん手術給付金	1回につき	20万円
がん死亡給付金	がんによる死亡	20万円
死亡給付金	がん以外による死亡	10万円

〈資料/保険証券1〉 医療保険 死亡保険金100万円

〈資料/保険証券2〉 がん終身保険 死亡給付金10万円

合計=110万円

※〈資料/保険証券2〉がん終身保険の死亡保険金は、「がん以外による死亡」と記載されておりますので、交通事故での死亡は対象となります。

したがって正解は(ア)9万円 (イ)170万円 (ウ)110万円

問12

株式会社LVの代表取締役である筒井康宏さん(44歳)は、現在、法人契約での生命保険の加入を検討しており、生命保険について、FPの氷室さんに質問をした。氷室さんが生命保険の保険料支払時における一般的な経理処理について述べた次の説明の空欄(ア)～(エ)にあてはまる数値および語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

「2019年6月28日の法人税基本通達の改正により、法人が支払う定期保険等の支払保険料の取扱いが変更されました。原則として、2019年7月8日以後の契約について、定期保険が第三分野保険かの種類を問わず、最高解約返戻率に応じて資産計上期間や資産計上額が決定されます。例えば、被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人で、最高解約返戻率が(ア)%超85%以下の定期保険(保険期間10年)の支払保険料は、保険期間の前半(イ)割相当期間においては、その(ウ)%相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができます。なお、本改正後の取扱いは、2019年7月7日以前の既契約に対して遡及適用(エ)。」

1. (ア)50 (イ)4 (ウ)60 (エ)されます
2. (ア)50 (イ)6 (ウ)40 (エ)されます
3. (ア)70 (イ)4 (ウ)60 (エ)されません
4. (ア)70 (イ)6 (ウ)40 (エ)されません

【答え】

(ア)

『法改正』

※2019 年 6 月 28 日「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」

改正によって、2019 年 7 月 8 日以後の契約となる定期保険・第三分野保険の保険料は、以下の改正後の 取扱いが適用される。なお、改正日前の既契約に対する遡及適用はされません。

長期平準定期保険やがん保険等の損金算入規制が廃止され、定期保険と第三分野の保険における法改正が施行されました。

[改正内容]

定期保険の最高解約返戻率が 50%超 70%以下である場合、最高解約返戻率が 70%超 85%以下である場合は下記の通りです。

定期保険の最高解約返戻率が 50%超 70%以下である場合
資産計上期間として、保険期間の開始から当該保険期間の 100 分の 40 相当を経過するまでとし、資産計上額は当期分支払い保険料の額に 100 分の 40 を乗じて計算する。

最高解約返戻率が 70%超 85%以下である場合
資産計上額は当期分支払い保険料の額に 100 分の 60 を乗じて計算します。

取崩し期間は最高解約返戻率が 50%超 70%以下である場合も最高解約返戻率が 70%超 85%以下である場合も同じく、保険期間の 100 分の 75 相当期間経過後から保険期間終了の日までとする。

最高解約返戻率	50%超 70%以下	70%超 85%以下	85%超
資産計上期間	保険期間の 40% 相当期間経過まで		最高解約返戻率となる期間まで ^{※1}
上記期間における 保険料の 「資産計上」割合	40%	60%	1～10年目： 最高解約返戻率×90% 11年目以降： 最高解約返戻率×70%
上記期間における 保険料の 「損金算入」割合	100%－上記の資産計上割合		
取崩期間 経理処理	・保険期間の 75% 相当期間経過後 ^{※2} ・全額を損金算入		・解約返戻金相当額が最も高い金額と なる期間経過後 ^{※2・3} ・全額を損金算入

(<https://www.kinzai.jp/wp-content/uploads/2019/10/seidokaisei20191001.pdf>)

最高解約返戻率 **(ア) 70%超**85%以下の保険商品は、保険期間の **(イ) 前半4割**は **(ウ) 60%**を資産計上として、残額を損金の額に算入することができます。

改正によって、2019年7月8日以後の契約となる定期保険・第三分野保険の保険料は、改正後の取扱いが適用される。なお、改正日前の既契約に対する遡及適用は **(エ) されません**。

したがって、正解は3

(ア) 70

(イ) 4

(ウ) 60

(エ) されません

問13

浜松一郎さんが2020年中に支払った生命保険の保険料は下記〈資料〉のとおりである。浜松さんの2020年分の所得税の計算における生命保険料控除額として、正しいものはどれか。なお、下記〈資料〉の保険について、これまでに契約内容の変更はないものとする。また、2020年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

〈資料〉

〔定期保険（無配当）〕 契約日：2012年4月1日 保険契約者：浜松 一郎 被保険者：浜松 咲子（妻） 死亡保険金受取人：浜松 一郎 2020年の年間支払保険料：72,640円	〔個人年金保険（税制適格特約付）〕 契約日：2011年2月1日 保険契約者：浜松 一郎 被保険者：浜松 一郎 年金受取人：浜松 一郎 2020年の年間支払保険料：150,380円 2020年の年間配当金：なし
--	---

＜所得税の生命保険料控除額の速算表＞

（１）2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除

年間の支払保険料（注）の合計	控除額
25,000円 以下	支払金額
25,000円 超 50,000円 以下	支払金額×1/2+12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払金額×1/4+25,000円
100,000円 超	50,000円

（２）2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除

年間の支払保険料（注）の合計	控除額
20,000円 以下	支払金額
20,000円 超 40,000円 以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円 超	40,000円

（注）支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 78,160円
2. 83,160円
3. 88,160円
4. 93,160円

【答え】

『法改正』

平成24年1月1日(2012年)より生命保険料控除等の制度が変更になりました。従来は一般生命保険料控除と個人年金保険料控除でしたが新制度では、**一般生命保険料控除**、**介護医療保険料控除**、**個人年金保険料控除**の3つになりました。

<旧制度>	
全体の所得控除限度額	(所得税 10万円) (住民税 7万円)
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)

<新制度>	
全体の所得控除限度額	(所得税 12万円) (住民税 7万円)
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●介護医療保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●その他保険料	
生命保険料控除の対象外となる特約など	

この法改正により、生命保険料控除の上限は所得税 10 万円から 12 万円、住民税は 5 万円から 7 万円に変更されました。

本問では

●個人年金保険は、2011年2月1日に契約しておりますので、〈所得税の生命保険料控除額の速算表〉の(1)2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額から計算します。

個人年金保険150,380円を支払っていますので、
控除額は**50,000万円**となります。

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除

年間の支払保険料(注)の合計		控除額
25,000円以下		支払金額
25,000円超	50,000円以下	支払金額×1/2+12,500円
50,000円超	100,000円以下	支払金額×1/4+25,000円
100,000円超		50,000円

●定期保険は、2012年4月1日に契約しておりますので、〈所得税の生命保険料控除額の速算表〉の(2)2012年1月1日以前に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額から計算します。

定期保険72,640円を支払っていますので、
控除額は支払金額×1/4+25,000円となります。

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除

年間の支払保険料(注)の合計		控除額
20,000円以下		支払金額
20,000円超	40,000円以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円超	80,000円以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円超		40,000円

72,640円×1/4+25,000円=**38,160円**

●浜松さんが受けられる生命保険料控除は、
50,000万円+38,160円=88,160円

したがって、正解は3 88,160円

問14

住吉正勝さんが契約している火災保険(地震保険付帯・下記<資料>参照)の契約に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、超過保険や一部保険には該当しないものとし、<資料>に記載のない特約等については付帯がないものとする。また、保険契約は有効に継続しているものとする。

＜資料 1＞

火災保険証券				
保険契約者 住所 ×××× ○ー○○ 氏名 住吉 正勝 様		記名被保険者 保険契約者に同じ		
証券番号 第××－×××××				
火災保険期間 2019年7月10日 午後4時から 2024年7月10日 午後4時まで 5年間			火災保険料 △△△, △△△円 地震保険料 ○○○, ○○○円 保険料払込方法 一時払い	
地震保険期間 2019年7月10日から5年間				
保険の対象等				
保険の対象		火災保険：建物、家財 地震保険：建物、家財		
所在地		保険契約者住所に同じ		
構造級別		H構造（非耐火）		
面積		86.5m²		
建物建築年月		2019年7月		
建物・家財等に関する補償				
事故の種類	補償の有無	建物保険金額	補償の有無	家財保険金額
① 火災、落雷、破裂・爆発	○	1,250万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)
② 風災、ひょう災、雪災	○	1,250万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)
③ 盗難	○	1,250万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)
④ 水災	×	—	×	—
⑤ 破損、汚損等	○	1,250万円 (免責金額 1万円)	○	600万円 (免責金額 1万円)
⑥ 地震、噴火、津波（地震保険）	○	625万円	○	300万円
明記物件		無し		

※「補償の有無」は○は有、×は無を示すものとする。

<資料２：地震保険 損害の程度と認定の基準（建物）>

損害の程度		認定の基準
２０１６年以前 保険始期	２０１７年以降 保険始期	
全損	全損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の５０％以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の７０％以上となった場合
半損	大半損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の４０％以上５０％未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の５０％以上７０％未満となった場合
	小半損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の２０％以上４０％未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の２０％以上５０％未満となった場合
一部損	一部損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の３％以上２０％未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より４５ｃｍを超える浸水を受け、建物の損害が全損・大半損・小半損に至らない場合

- (ア) 住吉さんの住宅が大雨による洪水で床上浸水し、建物と家財に損害を被った場合、補償の対象になる。
- (イ) 住吉さんの住宅の屋根が台風の強風により損壊し、１００万円の損害を被った場合、補償の対象になる。
- (ウ) 住吉さんの住宅が地震による火災で延床面積の８０％が焼失した場合、地震保険の損害の程度は「半損」に該当する。
- (エ) この火災保険契約では、建物の地震保険金額は、２５０万円から６２５万円の範囲内で設定することができる。

【答え】

(ア)不適切×

資料1より水災に関しては補償なし「×」とありますので、補償対象外となります。

〈資料1〉

建物・家財等に関する補償				
事故の種類	補償の有無	建物保険金額	補償の有無	家財保険金額
① 火災、落雷、破裂・爆発	○	1,250万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)
② 風災、ひょう災、雪災	○	1,250万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)
③ 盗難	○	1,250万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)
④ 水災	×	—	×	—
⑤ 破損、汚損等	○	1,250万円 (免責金額 1万円)	○	600万円 (免責金額 1万円)
⑥ 地震、噴火、津波（地震保険）	○	625万円	○	300万円
明記物件	無し			

(イ)適切○

資料1より風災は補償対象です。免責金額は0円です。

「備考」

免責金額とは、保険事故(保険会社が保険金の支払いをする事故)が起きた際に、自己負担しなければならない金額のことで、免責金額0円とは、保険事故が発生した場合、契約した保険金額まで損害は保険でカバーでき、自己負担が0円であることを示します。

(ウ)不適切×

損害の程度	保険金を支払われる場合		保険金の 支払金額
	建物	家財	
全損	地震等により損害を受け、主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 70%以上 となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の80%以上となった場合	地震保険の 保険金額× 100%
大半損	地震等により損害を受け、主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が、その建物の時価額の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 50%以上70%未満 となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の60%以上80%未満となった場合	地震保険の 保険金額× 60%
小半損	地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 20%以上50%未満 となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の30%以上60%未満となった場合	地震保険の 保険金額× 30%
一部損	地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け、建物の損害が全損、大半損、小半損に至らない場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の10%以上30%未満となった場合	地震保険の 保険金額× 5%

本問では地震による火災で延床面積の80%が焼失した場合、地震保険の損害の程度は半損ではなく、**全損**に該当します。

焼失した部分の床面積がその建物の延床面積の **70%以上** となった場合は全損となります。

(エ)不適切×

地震保険の保険金額

建物、また家財ごとに火災保険の保険金額の30～50%の範囲で設定。ただし上限として建物は5,000万円、家財1,000万円を上限とする。

本問では、建物の火災保険金額は1,250万円ですので、地震保険の金額は375(30%)～625万円(50%)の範囲内で設定可能となります。

【第5問】 下記の(問15)～(問18)について解答しなさい。

問15

会社員の谷口さんは、2021年3月末日に勤務先を退職した。谷口さんの退職に係るデータが下記〈資料〉のとおりである場合、谷口さんの退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、谷口さんは、勤務先の役員であったことはなく、「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出している。また、退職は障害者になったことに基因するものではない。

〈資料：谷口さんの退職に係るデータ〉

支給される退職一時金	1,250万円
勤続期間	21年6ヵ月

1. 155万円
2. 190万円
3. 310万円
4. 380万円

【答え】

・退職所得控除の計算方法

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数（最低80万円）
20年超	70万円×（勤続年数 - 20年） + 800万円

* 勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。
（例えば勤続年数30年8か月なら31年として計算）

本問で勤続年数が21年6ヶ月なので、勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げますので、勤続年数22年として計算します。

退職所得控除=70万円×(22年-20年)+800万円=940万円

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得=1,250万円-940万円×1/2=155万円

したがって正解は1 155万円

問16

個人事業主の千田さんは、2020年4月に機械装置(新品)を購入し、事業の用に供している。千田さんのこの機械装置の2020年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、機械装置の取得価額は900万円、2020年中の事業供用月数は9ヵ月、耐用年数は15年とする。また、千田さんは個人事業を開業して以来、機械装置についての減価償却方法を選択したことはなく、法定償却方法によるものとする。

<耐用年数表(抜粋)>

法定耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率
15年	0.067	0.133

1. 452,250円
2. 603,000円
3. 897,750円
4. 1,197,000円

【答え】

所得税において、減価償却方法を選択しない場合は、**定額法**となります。

『計算式』

減価償却費=取得価額×定額法の償却率×事業で使用した月/12ヶ月

- ・ 取得価額900万円
- ・ 定額法の償却率 0.067
- ・ 1年のうち9ヶ月間使用

減価償却費=900万円×0.067×9/12=452,250円

したがって正解は1 452,250円

問17

会社員の有馬さんが、2020年中に新築住宅を購入し、同年中に居住を開始した場合の住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、有馬さんは、年末調整および住宅ローン控除の適用を受けるための要件をすべて満たしているものとする。

(ア)有馬さんが所得税の住宅ローン控除の適用を受ける場合、2020年分は確定申告をする必要が あるが、2021年分以降は勤務先における年末調整により適用を受けることができる。

(イ)有馬さんが転勤により単身赴任をする場合、配偶者が引き続き居住している等の所定の要件を満たしていれば住宅ローン控除の適用を受けることができる。

(ウ)2020年分の住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない場合は、その差額を翌年度の住民税から控除することができるが、その場合、市区町村への住民税の申告が必要である。

(エ)住宅ローン控除を受け始めてから7年目に繰上げ返済を行った結果、すでに返済が完了した期間 と繰上げ返済後の返済期間の合計が10年未満となった場合は、住宅ローン控除の適用を受けることはできない。

【答え】

(ア)適切○

給与所得者が住宅ローン控除を受ける場合、1年目は自分で確定申告する必要がありますが、2年目以降は必要書類を勤務先に提出することで年末調整されます。

(イ)適切○

●転勤と住宅借入金等特別控除等

家屋の所有者が、転勤等のやむを得ない事情により、その住宅の取得等の日から6か月以内にその者の居住の用に供することができない場合や年末まで引き続き居住することができない場合、一定の要件を満たす場合に限り、住宅借入金等特別控除等の適用を受けることができます。

『単身赴任等の場合』

家屋の所有者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他生計を一にする親族と日常の起居を共にしない場合において、その住宅の取得等の日から6か月以内にその家屋にこれらの親族が入居し、その後も引き続き居住しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその家屋の所有者が共にその家屋に居住することと認められるときは、その家屋の所有者が入居し、その後もその家屋の所有者が引き続き居住しているものとして取り扱われ、この特別控除等の適用を受けることができます。

(ウ)不適切×

所得税の計算上控除しきれなかった住宅ローン控除は、翌年度分の住民税から控除できます。

所得税の確定申告や年末調整の内容は、税務署から市区町村へ通知され、住民税から控除されます。

そのため手続きは必要ありません。

(エ)適切○

住宅ローン控除の適用条件（すべて満たす必要があります）

- ・ 返済期間が 10 年以上の住宅ローンであること
- ・ 控除の適用を受ける年の合計所得が 3,000 万円以下であること
- ・ 住宅の床面積が 50 m²以上で、そのうち 1/2 が居住用であること
- ・ 取得日から 6 か月以内に住み始め、適用を受ける各年の 12 月 31 日まで引き続き居住していること
- ・ 居住の用に供した年とその前後 2 年ずつの 5 年間に「居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例」「居住用財産の軽減税率の特例」「特定の居住用財産の買換え特例」の適用を受けていないこと

本間で、繰上げ返済により総返済期間が10年未満となった場合には、その年以降の住宅ローン控除を受けることができなくなります。

問18

所得税における所得控除に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)基礎控除額は、納税者本人の合計所得金額にかかわらず一律48万円である。

(イ)納税者の事業所得の計算上、配偶者に対して青色事業専従者給与の支払いをしている場合には、その配偶者を対象として配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができない。

(ウ)配偶者特別控除額は、控除を受ける年における納税者本人の合計所得金額および配偶者の合計所得金額に応じて、控除額が異なる。

(エ)配偶者控除と基礎控除は同時に適用を受けることができるが、配偶者控除と配偶者特別控除は、どちらか一方しか適用を受けることができない。

【答え】

(ア)不適切×

●**基礎控除**…基礎控除は、全ての納税者に対して適用されますが、これまでの適用要件はなく、一律 38 万円が控除されていました。2020 年 1 月から**基礎控除が一律 10 万円引き上げられます**。
高所得者については段階的に控除額が引き下げされます。

合計所得金額	基礎控除額	
	2019 年度分	2020 年度以降分
2,400 万円以下	38 万円 (33 万円)	48 万円 (43 万円)
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円 (29 万円)
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円 (15 万円)
2,500 万円超		— 基礎控除額 0 円

48 万円は所得税から控除する金額

※()内は、住民税の計算に使用される基礎控除額

合計所得金額が、2,400 万円以下の場合は 48 万円となりますが、2,400 円超以上になると段階的に控除額が引き下げられます。
よって、本問の説明は不適切となります。

(イ)適切○

配偶者に青色事業従事者として給与を支払っている場合、配偶者の合計所得金額に関わらず、配偶者控除も配偶者特別控除も適用されません。

(ウ)適切○

●配偶者特別控除…配偶者に48万円（令和元年分以前は38万円）を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合があります。これを配偶者特別控除といいます。なお、配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。

『配偶者控除を受けるための要件』

- 1) 控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額が1,000万円以下であること。
- 2) 配偶者が、次の要件全てに当てはまること。
 - ・民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません）。
 - ・控除を受ける人と生計を一にしていること。
 - ・その年に青色申告者の事業専従者としての給与の支払を受けていないこと又白色申告者の事業専従者でないこと。
 - ・年間の合計所得金額が48万円超133万円以下（平成30年分から令和元年分までは38万円を超え123万円以下、平成29年分までは38万円を超え76万円未満）であること。
- 3) 配偶者が、配偶者特別控除を適用していないこと。
- 4) 配偶者が、給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者がある居住者として、源泉徴収されていないこと（配偶者が年末調整や確定申告で配偶者特別控除の適用を受けなかった場合等を除きます。）
- 5) 配偶者が、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者がある居住者として、源泉徴収されていないこと（配偶者が年末調整や確定申告で配偶者特別控除の適用を受けなかった場合等を除きます。）。

本問の通り、納税者と配偶者それぞれの合計所得に応じて、控除額が段階的に設定されています。よって適切な説明となります。

(エ) 適切○

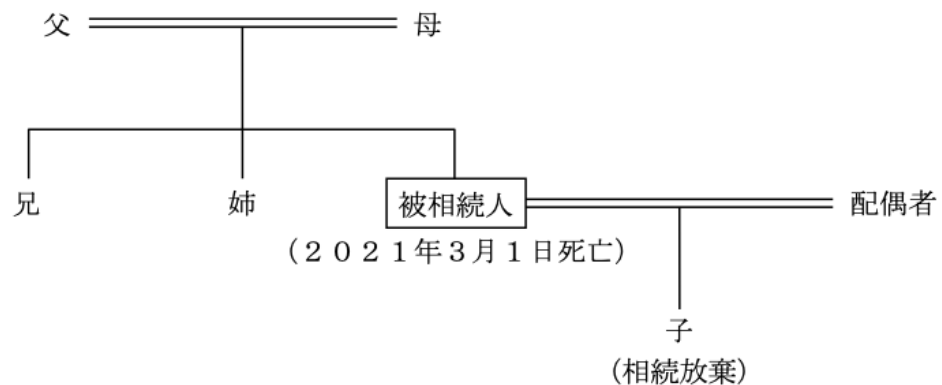
配偶者控除は、基礎控除と同時に適用することは可能ですが、配偶者特別控除と同時に適用することはできません。

【第6問】 下記の(問19)～(問22)について解答しなさい。

問19

下記<親族関係図>の場合において、民法の規定に基づく法定相続分および遺留分に関する次の記述 の空欄(ア)～(ウ)に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。

<親族関係図>



[各人の法定相続分と遺留分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は (ア)。
- ・ 被相続人の兄の法定相続分は (イ)。
- ・ 被相続人の母の遺留分は (ウ)。

<語群>

なし	1/2	1/3	2/3	1/4
1/6	1/8	1/12	1/16	

【答え】

『法定相続人』

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

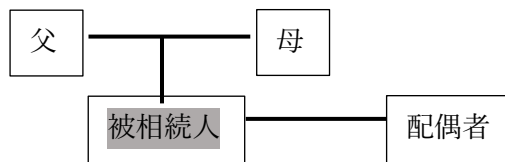
第1順位 [民法887]	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位 [民法889]	直系尊属 父母・祖父母の順	第1順位の子がいない場合、父母へ、父母がいない場合は祖父母へと引き継ぐ
第3順位 [民法889]	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がいない場合

本問では、法定相続人は配偶者と子の2人となりますが、子は相続を放棄しております。

民法上は、「初めから相続人とならなかったもの」としてみなされます。

よって本問の法定相続人は、配偶者と直系尊属の父・母の3人となります。

●相続人が配偶者と直系尊属の場合の法定相続分



- ・ 配偶者=2/3
- ・ 父1/6・母1/6=1/3

(ア)

配偶者の法定相続分→2/3

(イ)

兄の法定相続分→なし

●遺留分とは

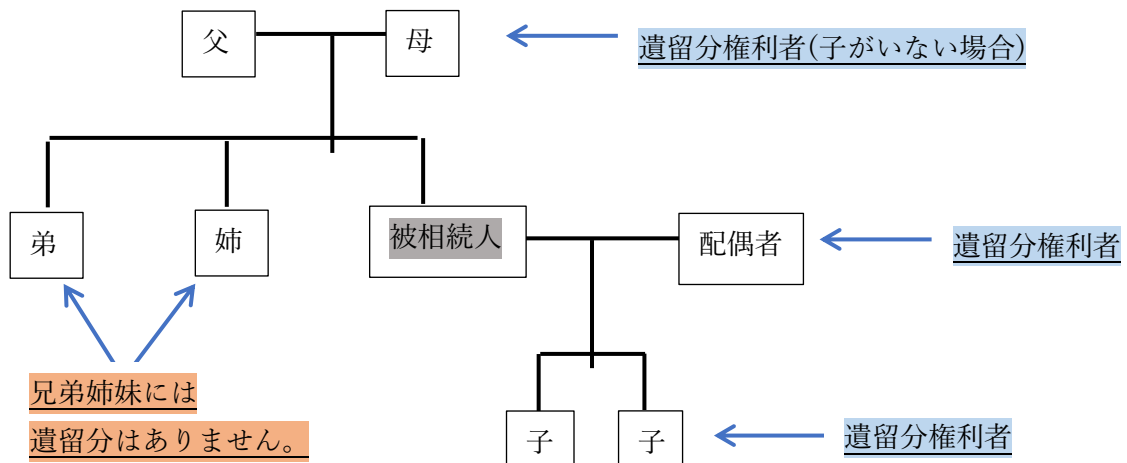
民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。

遺言者は遺言書によって、特定の人に全財産を遺贈するということができますが、これでは、遺族が生活できなくなるといった事態が発生してしまいますので、遺留分として遺族が最低限相続できる財産を保証しています。

遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。

法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

[遺留分の割合]



相続人	全員の遺留分	相続人の遺留分			
		配偶者	子供	父母	兄弟
配偶者のみ	1/2	1/2	×	×	×
配偶者と子供	1/2	1/4	1/4	×	×
配偶者と父母	1/2	2/6	×	1/6	×
配偶者の兄弟	1/2	1/2	×	×	×
子供のみ	1/2	×	1/2	×	×
父母のみ	1/3	×	×	1/3	×
兄弟姉妹のみ	×	×	×	×	×

本問の遺留分は直系尊属のみの場合

配偶者：遺留分 $1/3$

父・母：遺留分 $1/12$ ずつ ($1/6+1/6=1/12$)

(ウ)

母の遺留分： $1/12$

したがって正解、

(ア)

配偶者の法定相続分→ $2/3$

(イ)

兄の法定相続分→なし

(ウ)

母の遺留分： $1/12$

問20

相続税において相続財産から控除できる債務等に関する次の(ア)～(エ)の記述のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)被相続人に係る未払い医療費は、相続財産から控除することができる。

(イ)葬式などの前後の出費で、通常葬式に欠かせないお通夜にかかった費用は、葬式費用として相続財産から控除することができる。

(ウ)香典返しのためにかかった費用は、葬式費用として相続財産から控除することができる。

(エ)被相続人が生前に購入した墓地の購入未払い金は、相続財産から控除することができる。

【答え】

(ア)適切○

相続税の債務控除とは、被相続人が残した債務(借入金など)は相続財産から、控除することができます。

また、葬式費用を負担した場合も、相続財産から控除することができます。

	控除できる	控除できない
債務	・ 金融機関からの借入金 ・ (ア)未払いの医療費 ・ 未払いの税金 ・ 水道光熱費などの公共料金等の未払い	・ (エ)墓地・墓石・仏壇・仏具などの非課税財産に係る未払金
葬式費用	・ 通夜・(イ)葬式・火葬・納骨費用	・ (ウ)香典返戻費用 ・ 法要費用

未払いの医療費は、相続税の債務控除の対象となります。

(イ)適切○

葬式費用である、通夜、告別式といった通常発生する葬式費用は債務控除の対象です。

(ウ)不適切×

葬式費用でも、香典返戻費用は控除できません。

(エ)不適切×

墓地や墓石などの未払金は、控除できません。

問21

阿久津太郎さん(38歳)は、父(70歳)と叔母(68歳)から下記<資料>の贈与を受けた。太郎さんの2020年分の贈与税額を計算しなさい。なお、父からの贈与については、2019年から相続時精算課税制度の適用を受けている。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

[2019年中の贈与]

- ・ 父から贈与を受けた金銭の額：2,000万円

[2020年中の贈与]

- ・ 父から贈与を受けた金銭の額：1,000万円
- ・ 叔母から贈与を受けた金銭の額：800万円

※2019年中および2020年中に上記以外の贈与はないものとする。

※上記の贈与は、住宅取得等資金や結婚・子育てに係る資金の贈与ではない。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(ロ) 上記(イ)以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

【答え】

『相続時精算課税制度』

生前贈与を受けるときに、贈与時に贈与税を支払い、将来相続時に生前受けた贈与財産と相続財産を計算し、贈与税を相続税から控除し精算することで贈与税・相続税を納税することができる制度です。

- ・受贈者単位で合計2,500万円までは贈与税が非課税となります。
両親からそれぞれ2,500万円までの贈与がある場合はその時点では贈与税はかかりません。
- ・本問では、父親からの贈与は相続時制課税制度の適用を受けています。叔母からの贈与は一般贈与となります。

『本問』

●父からの贈与額は、2,000万円+1,000万円=3,000万円です。
控除額は2,500万円までなので、3,000万円-2,500万円=500万円
相続時精算課税制度は2,500万円を超える部分については一律20%課税されます。

$$500万円 \times 20\% = 100万円$$

●叔母からの贈与額は、800万円は一般贈与財産となります。
暦年課税の贈与税の基礎控除110万円です。

$$800万円 - 110万円 = 690万円$$

〈贈与税の速算表〉(ロ)から40%の税率と控除額125万円の贈与税が課税されます。

$$690万円 \times 40\% - 125万円 = 151万円$$

よって、2020年分の贈与税額は、100万円+151万円=251万円

したがって正解は、2,510,000円

問22

相続税における「小規模宅地等の評価減の特例」に関する下表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合
特定事業用宅地等※	(ア) m ²	80%
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	(イ) m ²	
貸付事業用宅地等※	200 m ²	(ウ) %

※特定事業用宅地等と貸付事業用宅地等については、一定の場合に該当しない限り、相続開始前3年以内に新たに(貸付)事業の用に供された宅地等を除く。

1. (ア)500 (イ)240 (ウ)40
2. (ア)400 (イ)240 (ウ)50
3. (ア)500 (イ)330 (ウ)40
4. (ア)400 (イ)330 (ウ)50

【答え】

[限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	(イ) 330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	(ア) 400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	(ア) 400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	(ウ) 50%

※特定居住用宅地と特定事業用宅地を併用する場合、合計730㎡まで適用可能。

(ア) 特定事業用宅地と特定同族会社事業用宅地の限度面積は400㎡となります。

(イ) 特定居住用宅地の限度面積は330㎡となります。

(ウ) 貸付事業用宅地の減額割合は50%となります。

したがって正解は4

【第7問】 下記の(問23)～(問25)について解答しなさい。

＜沼田家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
沼田 信也	本人	1994年 6月22日	会社員
優美香	妻	1995年12月11日	会社員

＜沼田家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2020	2021	2022	2023	2024
家族構成／ 年齢	沼田 信也	本人	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳
	優美香	妻	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
		第一子			0歳	1歳	2歳
ライフイベント		変動率			第一子 誕生		
収入	給与収入(夫)	1%	281			(ア)	
	給与収入(妻)	—	262	262	212	140	140
	収入合計	—	543	546			
支出	基本生活費	1%	210	212	214		
	住居費	—	116	116	116		116
	教育費	—	0	0	0	10	10
	保険料	—	28	28	36	40	40
	一時的支出	—			70		
	その他支出	1%	30	30	31	31	31
	支出合計	—	384	386			
年間収支		—	159				16
金融資産残高		1%	238	(イ)	436	457	478

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2020年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問23

沼田家のキャッシュフロー表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

《複利計算》

・1年複利計算式 $\text{元利合計} = \text{元金} \times (1 + \text{変動率})^n$ 年数乗

$$\begin{aligned} \text{3年後の給与収入} &= 281 \text{万円} \times (1 + 1\%)^3 \text{乗} \\ &= 289,5148... \\ &= 290 \text{万円 (万円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

したがって正解は、290万円

《電卓で乗数計算を行う方法》

●普通の電卓

普通の電卓であれば、

[**×**]を《**2回**》連続で押して、[**=**]を《**n-1回**》連続で押す。

例

2の4乗

[2][×][×][=][=][=]

2の5乗

[2][×][×][=][=][=][=]

●その他電卓

電卓の種類によっては

[×]は"1回"押すだけで計算できるものがあります。

例

2の4乗

[2][×][=][=][=]

2の5乗

[2][×][=][=][=][=]

※備考

「×」を“1回”押してから「＝」を（乗数－1）回分押すタイプと、
「×」を“2回”押してから「＝」を（乗数－1）回分押すタイプがありますので、試験前に自身の電卓で確認しておいてください。

問24

沼田家のキャッシュフロー表の空欄(イ)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

本問では、1年後の金融資産残高を求めますので、現在の金融資産残高238万円に、変動率1%の増加分を求めます。

さらに1年後の年間収支を加えた金額が、1年後の金融資産残高となります。

- ・ 1年複利計算式 $\text{元利合計} = \text{元金} \times (1 + \text{変動率})^n$ 年数乗
- ・ 1年後の収入合計546万円-支出合計386万円=160万円

$$\begin{aligned} \text{1年後の金融資産残高} &= 238 \text{万円} \times (1 + 1\%)^1 = 2,403,800 \text{円} \\ &= 2,403,800 \text{円} + 160 \text{万円} \\ &= 4,003,800 \text{円} \\ &= 400 \text{万円 (万円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

したがって正解は(イ) 400 万円

問25

沼田さん夫婦は、2022年ごろに第一子をもうけたいと考えており、出産や育児に関する社会保険の給付について調べている。公的医療保険や雇用保険による出産や育児に係る給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、優美香さんおよび信也さんは、会社に就職してから継続して全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会けんぽ」という)の被保険者であり、かつ雇用保険の被保険者であるものとする。また、記載以外の支給要件はすべて満たしているものとする。

1. 協会けんぽの出産育児一時金は、双子を出産した場合は2人分支給される。
2. 協会けんぽの出産手当金は、出産予定日を過ぎてから出産した場合は、出産予定日の翌日から出産日までの日数分も支給される。
3. 雇用保険の育児休業給付金は、原則として対象となる子の3歳の誕生日の前日までの間について支給される。
4. 雇用保険の育児休業給付金は、信也さんが優美香さんの出産日当日から育児休業を取得する場合、出産日当日から支給対象期間とされる。

【答え】

1. 適切

- ・ 出産育児一時金

1 児につき 4 2 万円

(産科医療補償制度に加入している病院で出産された場合)

※双子の場合は2人分支給されます。

2. 適切

出産日が予定日より遅れた場合は、その日数分が加算されます。
逆に出産予定日よりも早まった場合は、その日数分が減算されます。

3. 不適切

育児休業給付金の支給期間は、原則子どもが1歳になるまでです。
また、条件を満たすことで最大2歳まで延長することができます。
ただし、一気に2歳まで延長する事はできず、まずは1歳6ヶ月までの延長、その後も条件を満たす場合は2年までは延長が認められます。

4. 適切

雇用保険の育児休業給付金の支給対象期間は、休業開始日から起算されます。

出産日当日から育児休業を取得する場合は、出産日当日が支給対象期間の起算日となります。

【第8問】 下記の(問26)～(問28)について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

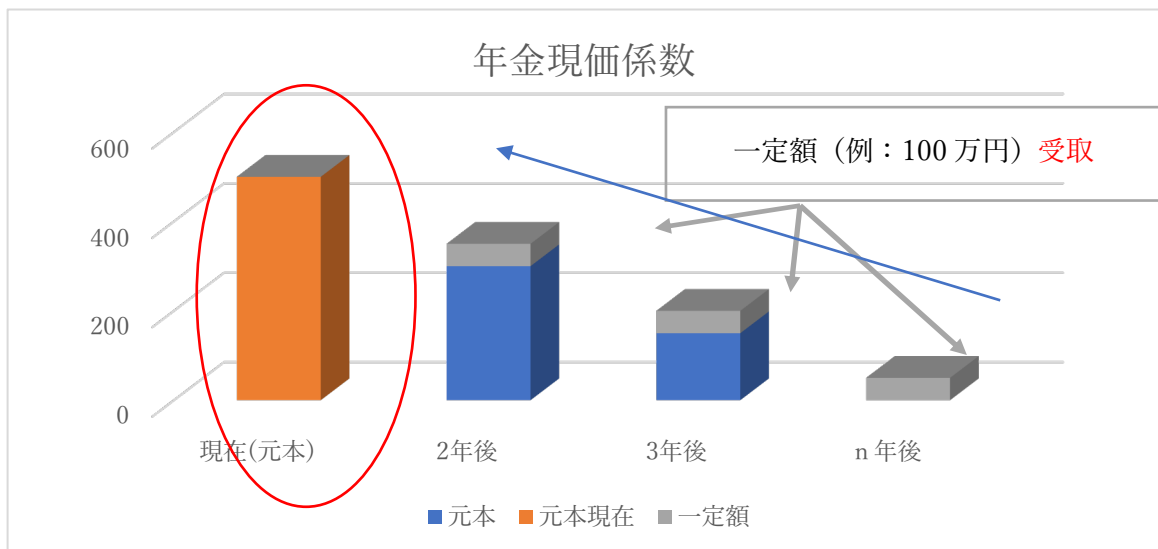
問26

鶴見さんは、老後の生活費を補うものとして、毎年年末に100万円を受け取りたいと考えている。受取期間を20年間とし、年利1.0%で複利運用をした場合、受取り開始年の初めにいくらの資金があればよいか。

【答え】

一定期間にわたって複利運用し、**毎年一定金額**を受取るための**現在必要な元本**を求める係数は、年金現価係数を使用します。

20年間にわたって100万円ずつ**受取**りたい。年利1%とした場合、必要な**元本**は？



※本問では受取期間を20年間としていますので、[係数早見表]より年金現価係数の20年の欄より18,046と分かります。

$$100\text{万円} \times 18.046 = 18,046,000\text{円}$$

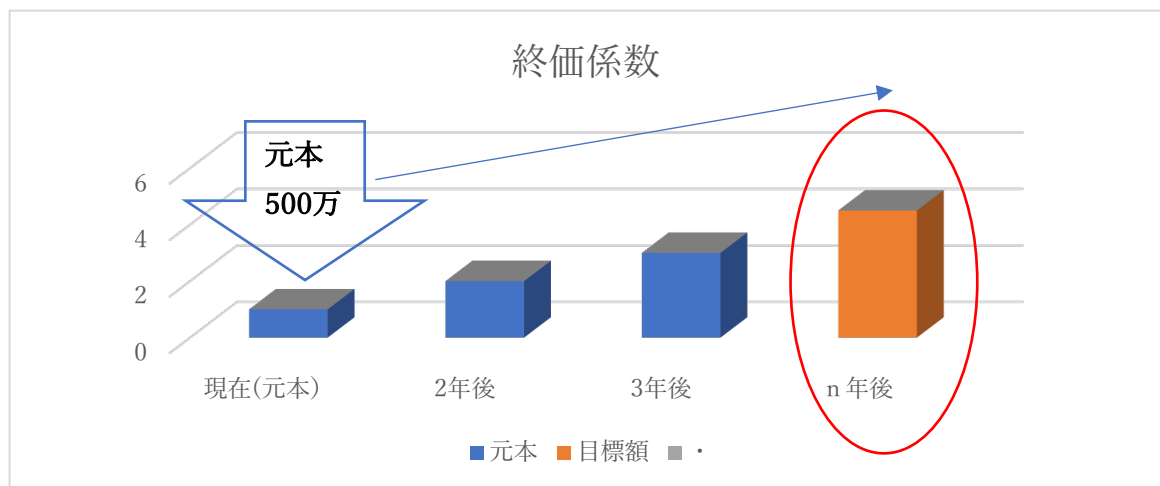
問27

野村さんは、相続で得た2,000万円を老後に備えて運用しようと考えている。これを15年間、年利1.0%で複利運用した場合、15年後の合計額はいくらになるか。

【答え】

現在の金額を複利で運用した場合の一定期間(n年)後の金額を求める係数は、終価係数を使います。

現在2,000万円を年利1%で運用した場合の一定金額は？



※本問では運用期間を15年間としていますので、[係数早見表]より終価係数の15年の欄より1.161と分かります。

$$2,000\text{万円} \times 1.161 = 2,322\text{万円}$$

したがって正解は、23,220,000円

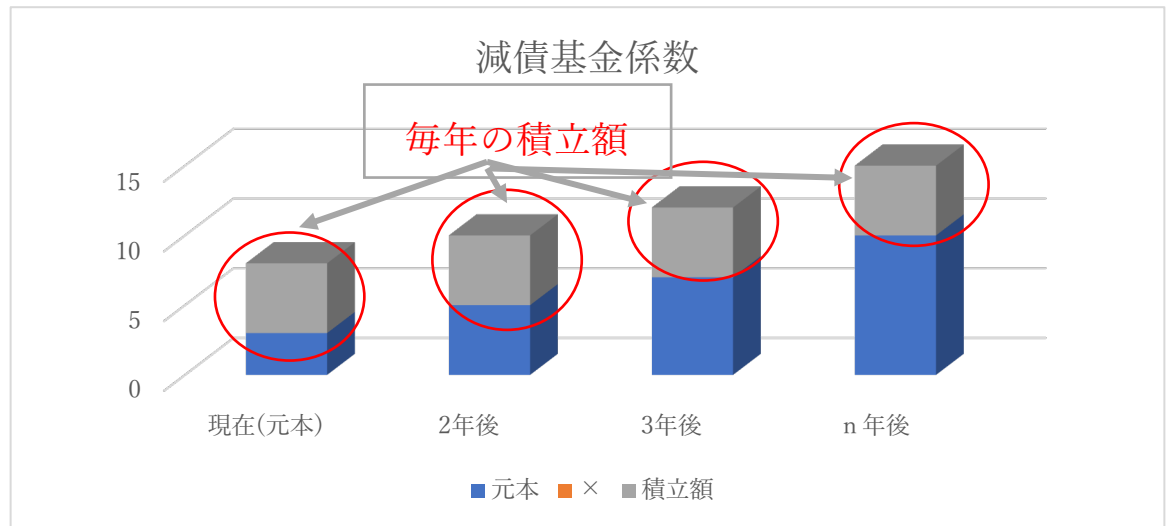
問28

成田さんは、子どもの大学の学費準備として、6年後に400万円を用意しようと考えている。年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【答え】

一定期間後に一定金額を用意するための**毎年の積立額**求める係数は**減債基金係数**を使用します。

年利1%で6年後に400万円を用意するために**毎年の積立**は？



※本問では運用期間を6年後としていますので、[係数早見表]より**減債基金係数**の6年の欄より0.163と分かります。

$$400\text{万円} \times 0.163 = 65.2\text{万円}$$

したがって正解は、652,000円

【第9問】 下記の(問29)～(問34)について解答しなさい。

＜設例＞

荒木健司さんは、民間企業に勤務する会社員である。健司さんと妻の梨花さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある福岡さんに相談をした。なお、下記のデータ はいずれも2021年4月1日現在のものである。

〔家族構成〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
荒木 健司	本人	1985年10月13日	35歳	会社員（正社員）
梨花	妻	1986年12月26日	34歳	会社員（派遣社員）
翼	長男	2015年 7月15日	5歳	保育園児

〔収入金額(2020年)〕

健司さん：給与収入500万円。給与収入以外の収入はない。

梨花さん：給与収入400万円。給与収入以外の収入はない。

〔自宅〕

賃貸マンションに居住しており、家賃は月額9万円(管理費込み)である。マイホームとして販売価格4,000万円(うち消費税200万円)のマンションを購入する予定である。

〔金融資産(時価)〕

健司さん名義

銀行預金(普通預金)：130万円

銀行預金(定期預金)：500万円

梨花さん名義

銀行預金(普通預金)：50万円

銀行預金(定期預金)：400万円

[負債]

健司さんと梨花さんに負債はない。

[保険]

低解約返戻金型終身保険A:

保険金額300万円。保険契約者(保険料負担者)および被保険者は健司さんである。

団体定期保険B(加入検討中):

保険金額2,000万円。保険契約者は健司さんの勤務先、保険料負担者および被保険者は健司さんである。

問29

荒木さん夫妻は、2021年6月にマンションを購入する予定である。荒木さん夫妻が〈設例〉のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地(敷地の共有持分)の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は10%とし、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

【答え】

課税取引	・国内取引 ・資産の譲渡、貸付、役務の提供、サービス等の取引 ・事業者が事業として行う取引 ・対価を得て行う取引
非課税取引	取引内容は消費税の課税対象だが、社会的配慮等により課税しないものをいう ・土地の譲渡、貸付（1か月未満の貸付け等を除く） ・国債や株式等の譲渡 ・住宅の貸付け（1か月未満の貸付けを除く） ・商品券、切手、印紙などの譲渡 ・利子を対価とする金銭の貸付け ・行政手数料
不課税取引	消費税の課税対象の要件を満たさないもの ・配当金・寄付金・祝い金・保険金など

本問のマンションの購入価格4,000万円(うち消費税200万円)の土地の譲渡分については非課税取引となります。

うち消費税200万円とありますので、建物価格に消費税が発生していることが分かります。

消費税は10%ですので、建物価格×10%=消費税200万円となります。よって建物価格=200万円÷10%=2,000万円

●土地の価格=販売価格-建物価格-消費税額

$$=4,000万円-2,000万円-200万円=1,800万円$$

したがって正解は 1,800万円

問30

健司さんは、勤務先の会社を通じて加入する団体定期保険(任意加入型)について、FPの福岡さんに質問をした。福岡さんが行った団体定期保険(任意加入型)の一般的な説明として、最も不適切なものはどれか。

1. 「一般に、従業員本人とともにその家族も加入できます。」
2. 「保険料の支払いは、一般に給与天引きとなります。」
3. 「申込みに際しては、会社の健康診断書データの提出が必要です。」
4. 「1年ごとに更新を行うため、契約内容の見直しを毎年行うことができます。」

【答え】

1. 適切

団体定期保険

契約者および被保険者は、保険料を負担するのは従業員であり任意加入です。一契約で企業等の多数の従業員が加入でき、手続きが容易であり、保険料は普通の定期保険より安いです。

従業員だけでなくその家族も加入可能です。

2. 適切

団体定期保険は、一般的に従業員の給与から天引きされます。

3. 不適切

団体定期保険は加入する際は、健康診断書データの提出は不要で、告知で加入可能です。

4. 適切

団体定期保険は、1年更新となります。

したがって正解は3

問31

健司さんと梨花さんはマンション購入に当たり、夫婦での借入を検討している。夫婦で住宅ローンを借りる場合の主な組み方について、借入希望先の銀行からもらった下記〈資料〉の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

〈資料〉

共働きのご夫婦の住宅ローンの借入方法（単独の場合・収入合算で主債務者を健司さんとする場合・ペアローンの場合の例）				
	単独	収入合算（連帯保証）	ペアローン	
契約者 （主たる債務者）	健司さん	健司さん	健司さん	梨花さん
連帯保証人	—	梨花さん	梨花さん	健司さん
返済 （口座引落し）	健司さん	健司さん	健司さん	（ ア ）
団体信用生命 保険加入者	健司さん	（ イ ）	健司さん	梨花さん
住宅ローン控除	健司さん	（ ウ ）	健司さん	梨花さん

※ペアローンに加えて、さらに収入合算をつけることはできません。
 ※連帯債務、夫婦連生団体信用生命保険のお取り扱いはありません。
 ※住宅ローン控除の適用条件や控除額など、制度についての詳細は国税庁ホームページなどでご確認ください。

1. (ア)健司さん (イ)健司さん・梨花さん (ウ)健司さん・梨花さん
2. (ア)健司さん (イ)健司さん (ウ)健司さん・梨花さん
3. (ア)梨花さん (イ)健司さん・梨花さん (ウ)健司さん
4. (ア)梨花さん (イ)健司さん (ウ)健司さん

【答え】

(ア)

『ペアローン』

収入合算で住宅ローンを組むメリットは、申告する収入額を増やす事で借入額を増やすことで期待できます。

申告する収入額を増やしたい場合は、ペアローンを組む方法もあります。ペアローンのメリットは節税効果が期待できます。

夫婦それぞれ住宅ローンを組むペアローン契約は、住宅ローン控除も夫婦で受けることができ、返済する口座引落とし夫婦それぞれの名義で契約することができます。

よって、(ア)は、梨花さんとなります。

(イ)

団体信用生命保険への加入は、ローンの契約者のみとなりますので、健司さんとなります。

(ウ)

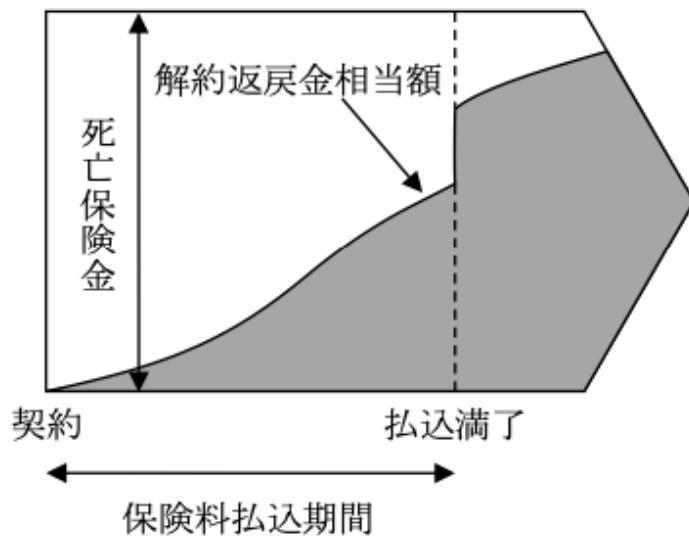
住宅ローン控除の適用は、ローンの契約者のみとなりますので、健司さんとなります。

したがって、正解4 (ア)梨花さん (イ)健司さん (ウ)健司さん

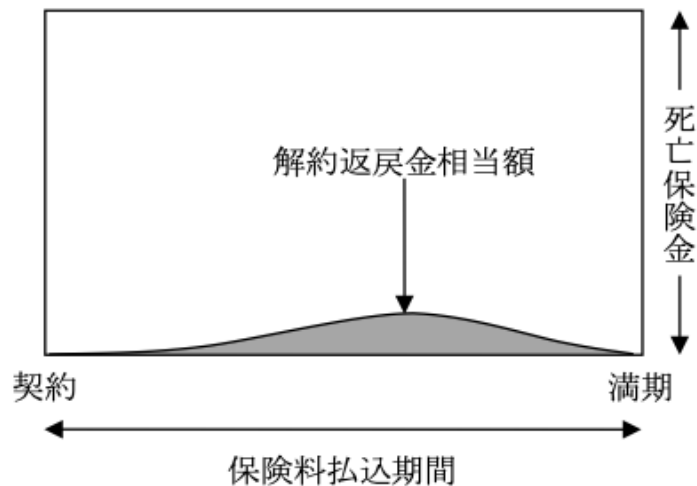
問32

健司さんは、生命保険の解約返戻金について、FPの福岡さんに質問をした。福岡さんが生命保険の解約返戻金相当額について説明する際に使用した下記のイメージ図のうち、一般的な低解約返戻金型終身保険の解約返戻金相当額の推移に係る図として、最も適切なものはどれか。

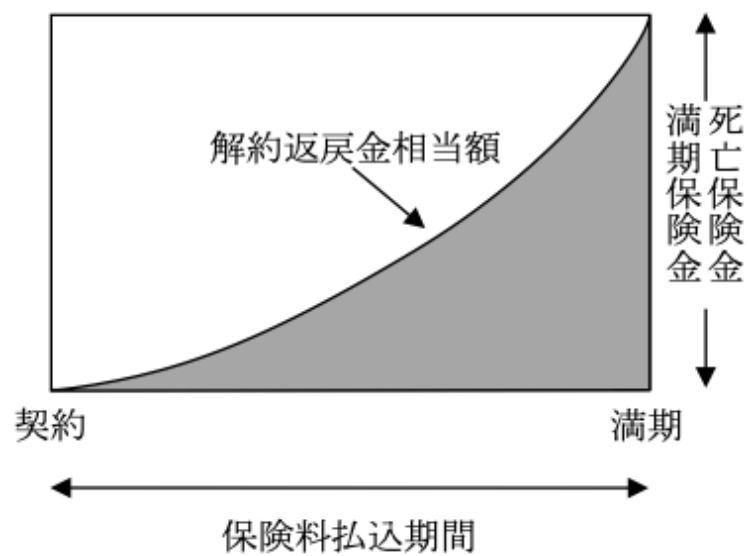
1.



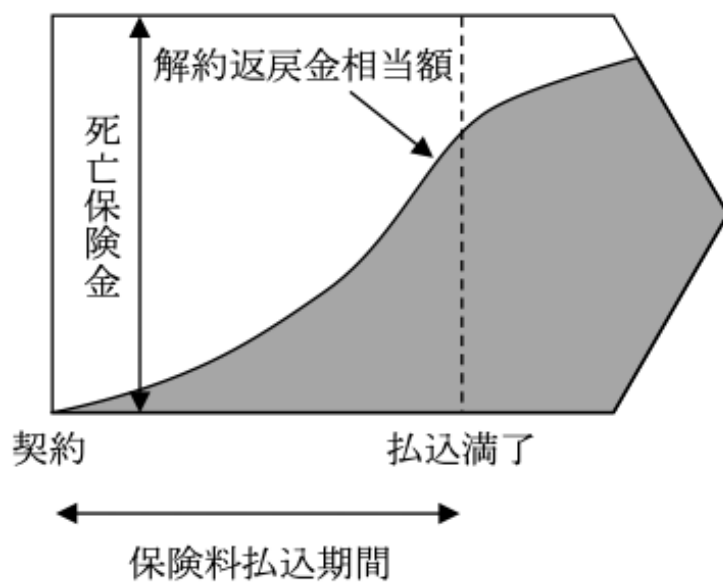
2.



3.



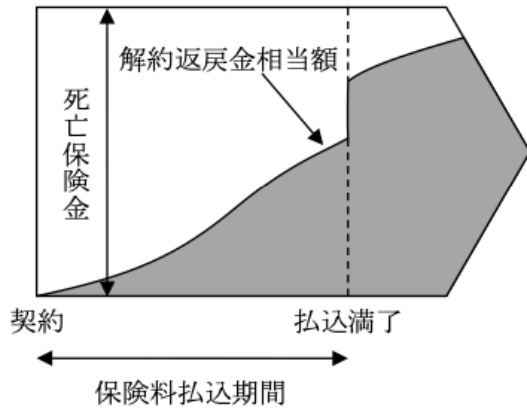
4.



【答え】

●イメージ図1

1.

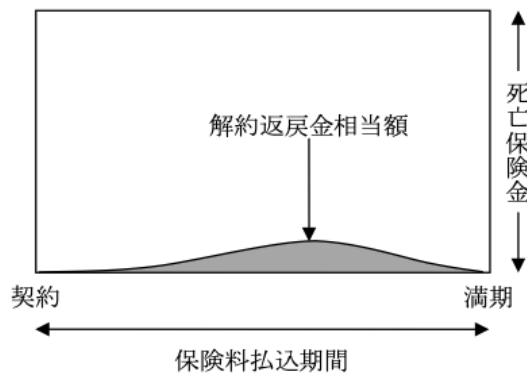


→低解約返戻金型終身保険

保険料払込期間中の解約返戻金を通常の水準の70%程度に低く抑制することで保険料を安く設定しています。

●イメージ図2

2.

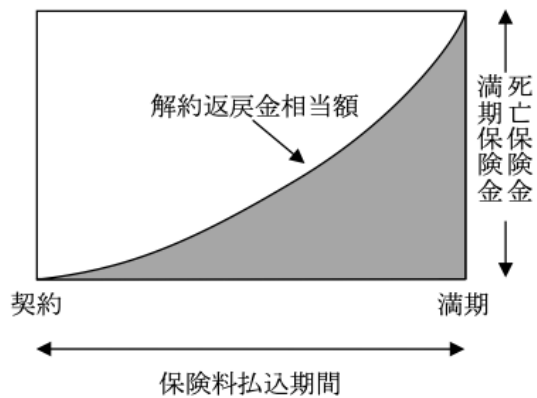


→定期保険

解約返戻金は少なく、保険期間中は死亡した場合は死亡保険金が支払われますが、保険期間終了までに生存した場合は、支払いはありません。

●イメージ図3

3.



→養老保険

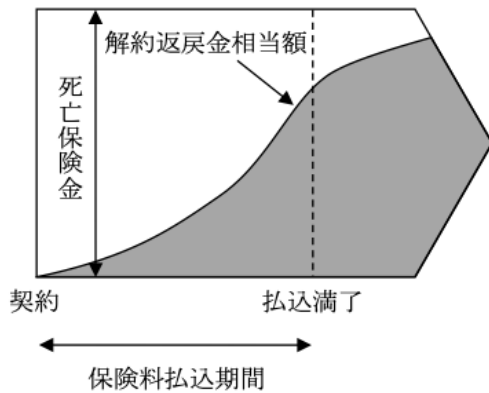
被保険者が死亡・高度障害といった万が一の時に支払われる死亡保険金と満期保険金と同額の保険のことです。

支払う保険料の合計に対して、途中の解約返戻金を下回ることが多い。

また契約後間もない時期は解約返戻金が非常に低くなります。
そのため、満期になる最後まで支払い続けることを前提に活用することに適しています。

●イメージ図4

4.



→終身保険

一般的に一定額の死亡保証・高度障害補償が一生続く商品とされています。保険会社によって商品の特徴は様々ですが、以下のような共通点があります。

- ・保障は一生涯
- ・解約返戻金がある
- ・払込期間を設定できる。

低解約返戻型と異なり低解約返戻金期間を設けていない場合、払い込む保険料とともに解約返戻金が増えていきます。

保険料を払い込みが終わる頃には支払った保険料と解約返戻金が同程度になります。

保険料払込終了時に解約返戻金は大きく増えず、緩やかに増えていきます。

したがって正解は1

問33

梨花さんは、第二子の出産に備えて、育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)に基づく育児休業等期間中の社会保険料の免除について、FPの福岡さんに質問をした。育児休業等期間中の社会保険料の免除に関する次の説明の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして適切なものはどれか。なお、梨花さんは、現在の会社に就職してから継続して全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)および厚生年金保険の被保険者である。

「育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等期間に係る健康保険・厚生年金保険の保険料は、(ア)が育児休業等取得者申出書を日本年金機構(事務センターまたは年金事務所)へ提出することにより、(イ)が免除されます。保険料の免除期間は、育児休業等を開始した日の属する月から、育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までとなります。なお、この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、(ウ)として扱われます。」

1. (ア)被保険者 (イ)被保険者・事業主の両方の負担分 (ウ)保険料の未納期間
2. (ア)被保険者 (イ)被保険者の負担分 (ウ)保険料を納めた期間
3. (ア)事業主 (イ)被保険者の負担分 (ウ)保険料の未納期間
4. (ア)事業主 (イ)被保険者・事業主の両方の負担分 (ウ)保険料を納めた期間

【答え】

(ア)

育児休業等期間に係る健康保険・厚生年金保険の保険料の免除申請は、事業者が免除申請を行います。

(イ)

事業者が免除申請を行うことで、事業者・被保険者ともに免除されます。

(ウ)

育児休業期間中に免除を受けた期間は、保険料納付済期間となります。

したがって正解は4

問34

梨花さんは、健司さんが万一死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの福岡さんに質問をした。健司さんが仮に、在職中の2021年5月に35歳で死亡した場合、健司さんの死亡時点において梨花さんが受け取ることができる遺族給付に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、健司さんは、大学を卒業し22歳で現在の会社に就職してから死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

「健司さんが2021年5月に死亡した場合、梨花さんには遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。梨花さんに支給される遺族基礎年金の額は、老齢基礎年金の満額に相当する額に翼さんを対象とする子の加算額を加えた額です。また、遺族厚生年金の額は、原則として死亡した者の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の報酬比例部分相当額の(ア)に相当する額ですが、梨花さんに支給される遺族厚生年金は短期要件に該当するものであるため、健司さんの被保険者期間が(イ)に満たない場合は(イ)として計算されます。なお、翼さんが(ウ)到達年度の末日(3月31日)を経過すると梨花さんの遺族基礎年金は失権しますが、このとき梨花さんは40歳以上であるため、以後の遺族厚生年金に梨花さんが65歳に達するまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。」

<語群>

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 2分の1 | 2. 3分の2 | 3. 4分の3 |
| 4. 240月 | 5. 300月 | 6. 360月 |
| 7. 16歳 | 8. 18歳 | 9. 20歳 |

【答え】

(ア)

遺族厚生年金の額

老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4相当額です。

(イ)

遺族厚生年金の被保険者が死亡した場合等に支給される遺族厚生年金は、被保険者の加入月数が300月に満たないときは300月で計算します。

(ウ)

中高齢寡婦加算

妻が受ける遺族厚生年金には

40歳から65歳になるまでの間、585,100円(年額)が加算されます。

・夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻

・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が18歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

妻が65歳になると支給が打ち切られる

したがって正解

(ア)3. 4分の3

(イ)5. 300月

(ウ)8. 18歳

【第10問】 下記の(問35)～(問40)について解答しなさい。

＜設例＞

国内の上場企業に勤務する藤原隆行さんは、今後の生活のことなどに関して、FPで税理士でもある三上さんに相談をした。なお、下記のデータは2021年4月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

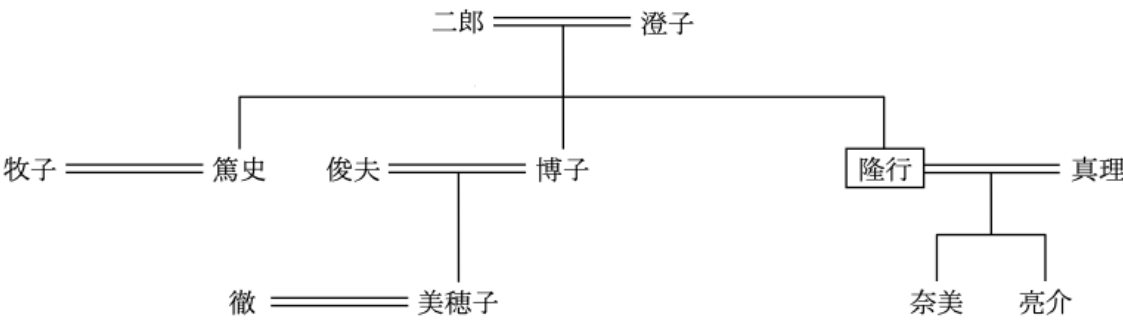
氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
藤原 隆行	本人	1965年11月28日	55歳	会社員
真理	妻	1968年 2月18日	53歳	パート勤務
奈美	長女	1997年 9月22日	23歳	会社員
亮介	長男	2004年 2月14日	17歳	高校生

II. 収入金額(2020年分)

隆行さん：給与収入840万円（給与所得控除前の金額）、原稿料収入50万円

真理さん：給与収入85万円（給与所得控除前の金額） パート勤務

III. 藤原家の親族関係図



IV. 藤原家(隆行さんと真理さん)の財産の状況

[資料1:保有資産(時価)]

	隆行	真理
金融資産		
預貯金等	1,200	800
株式・債券・投資信託等	340	2,320
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（自宅の敷地）	2,060	
建物（自宅の家屋）	715	
その他（動産等）	120	100

[資料2:負債残高]

住宅ローン:580万円(債務者は隆行さん)

自動車ローン:80万円(債務者は隆行さん)

[資料3:生命保険] 保険種類

(単位:万円)

保険種類	保険 契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
定期保険A	隆行	隆行	真理	1,000	—
変額個人年金保険B	隆行	隆行	真理	300	350
終身保険C	隆行	隆行	真理	200	50
終身保険D	真理	真理	隆行	500	470

注1:解約返戻金相当額は、現時点(2021年4月1日)で解約した場合の金額である。

注2:変額個人年金保険Bは、据置期間中に被保険者が死亡した場合には、一時払保険料相当額(300万円)と被保険者死亡時における解約返戻金相当額のいずれか大きい金額が死亡保険金として支払われるものである。

注3:すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注4:契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

V. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

FPの三上さんは、まず現時点(2021年4月1日)における藤原家(隆行さんと真理さん)のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。

〈藤原家(隆行さんと真理さん)のバランスシート〉(単位:万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××	自動車ローン	×××
株式・債券・投資信託等	×××		
生命保険(解約返戻金相当額)	×××	負債合計	×××
不動産			
土地(自宅の敷地)	×××		
建物(自宅の家屋)	×××	[純資産]	(ア)
その他(動産等)	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

【答え】

〈資産〉

[資料1:保有資産(時価)]

	隆行	真理
金融資産		
預貯金等	1,200	800
株式・債券・投資信託等	340	2,320
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（自宅の敷地）	2,060	
建物（自宅の家屋）	715	
その他（動産等）	120	100

[資料3:生命保険] 保険種類

(単位:万円)

保険種類	保険 契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
定期保険A	隆行	隆行	真理	1,000	—
変額個人年金保険B	隆行	隆行	真理	300	350
終身保険C	隆行	隆行	真理	200	50
終身保険D	真理	真理	隆行	500	470

預貯金：1,200万円+800万円=2,000万円

株式・債券・投資信託等：340万円+2,320万円=2,660万円

生命保険：350万円+50万円+470万円=870万円

不動産(土地)：2,060万円

不動産(建物)：715万円

その他：120万円+100万円=220万円

総資産額：2,000万円+2,660万円+870万円+2,060万円+715
=8,525万円

〈負債〉

[資料2:負債残高]

住宅ローン:580万円(債務者は隆行さん)

自動車ローン:80万円(債務者は隆行さん)

住宅ローン：580万円

自動車ローン：80万円

総負債：580万円+80万円=660万円

純資産額=8,525万円-660万円=7,865万円

したがって正解は、 7,865万円

問36

下記<資料>は、隆行さんの2020年(令和2年)分の「給与所得の源泉徴収票」(一部省略)である。<資料>の空欄(ア)にあてはまる所得控除の額の合計額を計算しなさい。なお、真理さんおよび亮介さんの合計所得金額はそれぞれ48万円以下である。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

令和 2 年 分 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票															
支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 居 所	(受給者番号)													
		(個人番号)													
		(役職名)													
		氏 名 フリガナ フジワラタカユキ 藤原 隆行													
種 別		支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)			所 得 控 除 の 額 の 合 計 額		源 泉 徴 収 税 額					
給 与 ・ 賞 与		内	8	千	4 0 0	円	0 0 0	(省略)	(ア)	内	3 1 0	千	8 0 0	円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額		控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く 。)					16歳未満扶養親族の数		障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く 。)		非居住者である親族の数		
有 従 有		老人		特 定		老 人		そ の 他		特 別		そ の 他		人	
○		(各自計算)		人		人		1		人		人		人	
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
内 1 2 0 0 0 0 0				千 4 0 0 0 0 円				千 2 0 0 0 0 円				千 6 0 0 0 0 円			

(ア=) 所得控除の額の合計額

【答え】

基礎控除…基礎控除は、全ての納税者に対して適用されますが、これまでは適用要件なく、一律 38 万円が控除されていました。高所得者については段階的に控除額が引き下げされるようになりました。

合計所得金額	基礎控除額	
	2019 年度分	2020 年度以降分
2,400 万円以下	38 万円 (33 万円)	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		— 基礎控除額 0 円

隆行さんの収入は給与所得840万円+原稿料収入50万円=890万円となり、控除を受ける納税者本人の合計所得金額は2,400万円以下となり、基礎控除額は**48万円**となります。

●配偶者控除

→生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

1)民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません)

2)納税者と生計を一にしていること。

3)年間の合計所得金額が48万円以下であること。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)

4)青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

控除を受ける納税者本人 の合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象 配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

真里さん(妻)の給与収入は85万円なので、合計所得金額は48万円以下となります。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)

隆行さんの収入は給与所得840万円+原稿料収入50万円=890万円となり、控除を受ける納税者本人の合計所得金額は900万円以下となります。

よって、配偶者控除の一般控除対象となりますので、38万円が控除対象となります。

●扶養控除

→扶養親族の合計所得金額が**48万円以下**である、配偶者以外の親族。

- ・一般対象扶養者（扶養家族で16歳以上70歳未満の人）：【**38万円**】
- ・特定扶養者（扶養家族で19歳以上23歳未満の人）：【**63万円**】
- ・老人扶養者（扶養家族で70歳以上の人）：
【同居親族→58万円 それ以外48万円】

〈資料 令和2年分 給与所得の源泉徴収票より〉

控除対象扶養親族の数が「その他1人」となっていますので、亮介さん(長男)のみが扶養親族の対象なり、奈美さん(長女)は対象外となります。

亮介さん(長男)は、17歳ですので一般扶養控除**38万円**の対象となります。

『隆行さんが受けられる所得控除』

- ・基礎控除：48万円
- ・配偶者控除：38万円
- ・一般扶養控除：38万円

〈資料 令和2年分 給与所得の源泉徴収票より〉

- ・社会保険料控除：120万円
- ・生命保険料控除：4万円
- ・地震保険料控除：2万円

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 居 所	(受給者番号)													
		(個人番号)													
		(役職名)													
		氏 名	(フリガナ) フジワラタカユキ 藤原 隆行												
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額		源泉徴収税額					
給与・賞与		内	8	千	400	円	000	(省略)	(ア)	310	千	800	円		
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
有 従有		老人		特 定		老 人		そ の 他		特 別		そ の 他			
○		(各自計算)		人 従人		内 人 従人		人 従人		人		人			
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
内 千 円				千 円				千 円				千 円			
1200000				40000				20000				60000			

『備考』

住宅借入金控除について

〈資料 令和2年分 給与所得の源泉徴収票〉には、住宅借入金控除6万円が記載されていますが、住宅借入金控除は税額控除となりますので、本問で問われているのは(ア) 所得控除の額の合計額ですので、**本問では計算には含みません。**

税額控除とは、その文字の通り「税額から直接差し引くことができるもの」をいいます。

一方、税額控除と混同しがちなものに「所得控除」があります。所得控除とは、扶養控除や医療費控除などのことをいい、所得金額から一定額を差し引くことができる制度です。

所得控除の合計=38万円+38万円+120万円+4万円+2万円+48万円
=250万円

よって、正解は2,500,000円となります。

問37

隆行さんは、副業として2020年から専門誌への寄稿を行っており、受け取った原稿料(下記<資料>参照)については、雑所得として申告している。隆行さんの2020年分の所得の合計額(給与所得と雑所得の合計額)を計算しなさい。なお、隆行さんには2020年において給与所得およびこの副業に係る雑所得以外に申告すべき所得はないものとする(<設例>の「II. 収入金額」参照)。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料：副業による収入等の明細>

原稿料収入：500,000円
必要経費として申告した金額：50,000円
源泉徴収された所得税額：50,000円

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円

【答え】

$$\begin{aligned}\bullet \text{給与所得} &= 840 \text{万円} - (840 \text{万円} \times 10\% + 110 \text{万円}) \\ &= 646 \text{万円}\end{aligned}$$

※〈給与所得控除の速算表〉より計算します。
設例より、隆行さんの給与収入は840万円とわかります。

$$\begin{aligned}\bullet \text{雑所得(原稿料)} &= \text{収入金額} - \text{必要経費} \\ &= 50 \text{万円} - 5 \text{万円} \\ &= 45 \text{万円}\end{aligned}$$

※〈資料：副業による収入等の明細〉の源泉徴収された所得金額：50,000円は、所得額の計算には含みません。

$$\begin{aligned}\text{隆行さんの所得の合計額} &= 646 \text{万円} + 45 \text{万円} \\ &= 691 \text{万円}\end{aligned}$$

$$\text{したがって正解} \quad = 6,910,000 \text{円}$$

問38

隆行さんの従兄である会社員の山田さんの2020年分の所得等が下記〈資料〉のとおりである場合、山田さんが2020年分の所得税の確定申告をする際に、給与所得と損益通算できる損失に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

〈資料〉

所得または損失の種類	収入	所得	参考
給与所得	600万円	436万円	給与所得控除額：164万円
不動産所得の計算上生じた損失	800万円	▲30万円	必要経費：830万円 ※必要経費の中には土地等の取得に要した借入金の利子が190万円ある。
上場株式の譲渡損失	200万円	▲120万円	取得費：320万円

1. 不動産所得の計算上生じた損失▲30万円と損益通算できる。
2. 上場株式の譲渡損失▲120万円と損益通算できる。
3. 不動産所得の計算上生じた損失▲30万円および上場株式の譲渡損失▲120万円と損益通算できる。
4. 損益通算できる損失はない。

【答え】

損益通算とは、所得税額を計算する際に、**不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得**の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

(=覚え方は ふ・じ・さん・じょう)

×損益通算の対象とならないもの

不動産所得	土地取得のための借入金の利子（建物はOK）
譲渡所得	・生活に通常必要でない資産の譲渡によって生じた損失（別荘・クルーザー・30万円を超える貴金属等・ゴルフの会員権） ・土地・建物等の譲渡損失（ただし自分の住む家など、特定の居住用財産の譲渡損失は損益通算できる特例がある） ・株式等の譲渡損失（通算上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益が可能）

本問の場合

1. 不動産所得の計算上生じた損失▲30万円と損益通算できる。

【答え】

1. 不適切

不動産所得の必要経費830万円のうち、土地を取得に要した借入金の利子190万円は損益通算の対象外です。

残りの640万円の必要経費が対象となります。

不動産所得=800万円-640万円=160万円となり、損益通算できる損失はありません。

2. 上場株式の譲渡損失▲120万円と損益通算できる。

【答え】

2. 不適切

上場株式の譲渡損失は損益通算できません。

3. 不動産所得の計算上生じた損失▲30万円および上場株式の譲渡損失▲120万円と損益通算できる。

【答え】

3. 不適切

上場株式の譲渡損失は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得、以外は損益通算できません。

4. 損益通算できる損失はない。

【答え】

4. 適切

説明文の通り損益通算できる損失はありません。

したがって正解は4

問39

隆行さんは、自分の老齢年金の受取り方について考えており、FPの三上さんに質問をした。老齢年金の繰上げおよび繰下げ受給に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げ請求は、異なる時期に別々に行うことができる。

(イ)老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げ申出は、異なる時期に別々に行うことができる。

(ウ)老齢基礎年金または老齢厚生年金の支給の繰下げによる年金額の増額率は、最大で30%となる。

(エ)老齢基礎年金と併せて付加年金が受給できる場合であっても、付加年金については繰上げ受給により減額されることはなく、繰下げ受給により増額されることもない。

【答え】

(ア)不適切×

老齢基礎年金と老齢厚生年金は、同時に繰上げなくてははいけません。

(イ)適切○

年金の繰上げは、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰下げること、いずれか一方を繰下げることとも可能です。

(ウ)不適切×

年金の繰下げ支給は年金受給を最長70歳まで繰り下げて支給されます。

年金額は0.7%/月の増額となります。

12ヶ月×最大5年×0.7%＝4.2%増額となります。

(エ)不適切×

付加年金は、老齢基礎年金と同じルールで、同時に繰上げ、繰下げされ、年金額が増減されます。

問40

真理さんは、病気療養のため2021年3月、KA病院に10日間入院し、退院後の同月内に同病院に5日間通院した。真理さんの2021年3月の1ヵ月間における保険診療分の医療費(窓口での自己負担額)が24万円、入院時の食事代が2万円、差額ベッド代が10万円であった場合、下記<資料>に基づく高額療養費として支給される額として、正しいものはどれか。なお、隆行さんは全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者であって標準報酬月額47万円であり、真理さんは隆行さんの被扶養者であるものとする。また、KA病院に「健康保険限度額適用認定証」の提示はしておらず、世帯合算および多数該当は考慮しないものとする。

<資料>

[2021年3月分の高額療養費の算定]		
	← 窓口での自己負担分 →	
保険者が負担(療養の給付)	高額療養費	自己負担限度額
← 1ヵ月当たりの総医療費(保険診療分) →		
[医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額(70歳未満の人)]		
標準報酬月額	自己負担限度額(月額)	
83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	
53万~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	
28万~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	
26万円以下	57,600円	
市区町村民税非課税者等	35,400円	

【答え】

高額療養費

月間の医療費の自己負担額が同一月に一定額(自己負担限度額)を超えた場合、その超過額について請求すれば、あとで健康保険から支給されます。

●真里さんの自己負担額=総医療費×3割
医療費の自己負担額が24万円という事は、
医療費=24万円÷3割=80万円

●隆行さんの標準報酬月額47万円
隆行さんの自己負担限度額=80,100円+(800,000円-267,000円)×1%
=85,430円

適用区分	自己負担限度額 (ひと月の上限額)
年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得 901万円超	252,600円+(医療費-842,000円) ×1%
年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得 600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000円) ×1%
年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得 210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000円)× 1%
～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円
住民税非課税世帯	35,400円

$$\begin{aligned}\text{高額療養費} &= \text{窓口負担額} - \text{自己負担限度額} \\ &= 240,000 \text{ 円} - 85,430 \text{ 円} = 154,570 \text{ 円}\end{aligned}$$

※高額療養費の算定における自己負担額は、入院時の食事代や保険適用外の差額ベット代は含まれません。

したがって、正解は 2 154,570 円

-終-